

施行済みの「外国人事業ライセンスが不要となるサービス業に関する商務省令」と掲載事業(2019年6月27日現在)

商務省令・第1版(2013年3月18日付)

1. 証券取引法に基づく証券業:  
証券取引、投資コンサルタント、証券引き受け、証券貸借、投資信託運営、プライベート基金運営、ベンチャーキャピタル運営、証券融資、金融コンサルタント、証券登録、顧客の資産運営、プライベートファンド管理人、投資信託管理人、社債権者代表
2. 金融派生商品法に基づく金融派生商品業:  
金融派生商品販売、金融派生商品アドバイザー、金融派生商品基金マネジャー
3. 資本市場取引信託法に基づく受託業

商務省令・第2版(2016年2月19日付)

1. 金融機関法に基づく金融業:  
商業銀行、外国銀行の駐在員事務所
2. 生命保険法に基づく生命保険業
3. 保険法に基づく保険業

商務省令・第3版(2017年6月9日付)

1. 金融機関法に基づく金融業:  
イスラム金融、金融機関代理業、預金代行、未公開株買い戻し(プライベートレポ)取引、保険申請受理・保険料・輸出保証金・借入保証金の代理回収、グループ内の金融機関や中央銀行および政府機関への金融サービス、不動産リース、債務の買い取りや引き受け、キャッシュマネジメントサービス、顧客の書類作成代行、支払いの回収代理や申込受付、分割払い購入やリース業  
※上記の商務省令・第2版(2016年2月19日付)で緩和された「金融業」に追加。
2. 資産運営会社法に基づく資産運営業
3. ビザ・ワークパーミット・サービスセンター設立に関する内閣府規則(1997年)に基づく、国際貿易事業に関する外国法人の駐在員事務所
4. ビザ・ワークパーミット・サービスセンター設立に関する内閣府規則(1997年)に基づく、国際貿易事業に関する外国法人の地域事務所
5. 予算手続法に基づく、政府機関へのサービス
6. 予算手続法に基づく、国営企業へのサービス

商務省令・第4版(2019年6月25日付)

1. 国内関連会社に対する資金の貸し付け
2. 関連会社に対する、オフィススペース(水道、電気など含む)の賃貸
3. 経営、マーケティング、人事、情報テクノロジー(IT)に関する、関連会社へのコンサルティング、アドバイザーサービス